

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許に関する次の記述のうち、電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 義務船舶局の免許の有効期間は、無期限とする。
- 3 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、5年とする。
ただし、海岸局にあっては、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、前段にかかわらず、当該一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- 4 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間において行わなければならない。（注）

注 無線局免許手続規則第17条（申請の期間）第1項ただし書及び同条第2項において定める場合を除く。

A－2 義務船舶局の無線設備の機器に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、A1海域、A2海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えることを要しない機器に該当するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 超短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器
- 2 中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器
- 3 超短波帯又は極超短波帯の船上通信設備の機器
- 4 ナブテックス受信機（F1B電波518kHzを受信することができるものに限る。）
- 5 船舶自動識別装置の機器（旅客船であって国際航海に従事するもの、総トン数300トン以上の旅客船以外の船舶であって国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない総トン数500トン以上の船舶の義務船舶局に限る。）

A－3 次の記述は、インマルサット船舶地球局の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第40条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

インマルサット船舶地球局の無線設備は、次の(1)から(6)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 点検及び保守を容易に行うことができるものであること。
- (2) 自局の識別表示は、容易に

A

 こと。
- (3) 遭難警報は、容易に送出でき、かつ、誤操作による送出を防ぐ措置が施されていること。
- (4) 電源電圧が定格電圧の（±）

B

 において変動した場合においても、安定に動作するものであること。
- (5) 電源の供給の

C

 である場合は、継続して支障なく動作するものであること。
- (6) 通常起こり得る温度若しくは湿度の変化、振動又は衝撃があった場合において、支障なく動作するものであること。

A	B	C
1 変更できない	10パーセント以内	中断が1分以内
2 変更できる	10パーセント以内	中断が5分以内
3 変更できない	20パーセント以内	中断が5分以内
4 変更できる	20パーセント以内	中断が1分以内

A－4 無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の講習に関する次の記述のうち、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の6及び第34条の7）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局（総務省令で定める主任無線従事者の講習を要しないものを除く。）の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）第4項に規定するところによりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 2 主任無線従事者の講習を要しない無線局は、次の(1)から(3)までのとおりとする。
 - (1) 無線電話、遭難自動通報設備、レーダーその他の小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備のみを設置する船舶局（国際航海に従事しない船舶の船舶局に限る。）
 - (2) 実験試験局
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの
- 3 免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 4 免許人は、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から5年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- 5 主任無線従事者が、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けなければならない場合であるにもかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A－5 次の記述は、遭難通信責任者の配置について述べたものである。電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における **A** に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める **B** を配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
 - (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
 - (2) 第二級海上無線通信士
 - (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)までの順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者とする。
- ④ **C** は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A	B	C
1 遭難通信、緊急通信及び安全通信	資格及び業務経歴を有する無線従事者	無線局の免許人
2 遭難通信	無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているもの	無線局の免許人
3 遭難通信、緊急通信及び安全通信	無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているもの	船舶の責任者
4 遭難通信	資格及び業務経歴を有する無線従事者	船舶の責任者

A－6 安全通信を行う場合の船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第68条）及び無線局運用規則（第55条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、緊急通信に次ぐ優先順位をもって、安全通信を取り扱わなければならない。
- 2 船舶局は、安全通信を行う場合には、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたものの範囲を超えて運用することができる。
- 3 船舶局は、安全通信を行う場合には、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる。
- 4 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A－7 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信による呼出しの反復は、次により行うものとする。
- (1) 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。
- (2) 船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔を置いて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも **A** を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては **B** に応答するものとする。
- ③ ②の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
- (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ④ ③の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、③の(6)の通報の周波数等に **C** を明示するものとする。

	A	B	C
1	15分間の間隔	5分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
2	10分間の間隔	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3	10分間の間隔	10分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
4	15分間の間隔	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨

A－8 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の **A** に限る。ただし、 **B** のみを運用するとき、 **C** 、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①ただし書きのその他総務省令で定める場合の入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次の(1)から(4)までに掲げるとおりとする。
- (1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であつて、急を要する通報を海岸局に送信する場合
- (2) 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- (3) **D** 周波数の電波により通信を行う場合
- (4) その他別に告示する場合

	A	B	C	D
1	航行中	受信装置	遭難通信	470MHzを超える
2	航行中	無線電話の送受信装置	遭難通信	26.175MHzを超え 470MHz以下の
3	航行中及び 航行の準備中	無線電話の送受信装置	遭難通信、緊急通信、 安全通信、非常通信	470MHzを超える
4	航行中	受信装置	遭難通信、緊急通信、 安全通信、非常通信	26.175MHzを超え 470MHz以下の
5	航行中及び 航行の準備中	受信装置	遭難通信、緊急通信、 安全通信、非常通信	470MHzを超える

A－9 次の記述のうち、無線局が無線電話通信において自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときに執るべき措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は、何ですか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。
- 3 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

A－10 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、 A を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適當であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B電波2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波 B
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合
J3E電波 C、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz
- (3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）
A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz又は通常使用する呼出電波

	A	B	C
1 遭難通信		156.3 MHz	2,177kHz
2 遭難通信又は緊急通信		156.3 MHz	2,182kHz
3 遭難通信		156.525MHz	2,182kHz
4 遭難通信又は緊急通信		156.525MHz	2,177kHz

A－11 遭難通信の宰領に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第83条及び第85条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難自動通報局の行う遭難通信の宰領は、無線局運用規則第83条（遭難通信の宰領）第1項の規定にかかわらず、当該遭難自動通報局の通報を最初に受信した無線局又はこの無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。
- 2 遭難通信の宰領は、遭難船舶局、無線局運用規則第78条（他の無線局の遭難警報の中継の送信等）若しくは第81条の7（遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置）第6項の規定により遭難通報を送信した無線局又はこれらの無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。
- 3 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、無線局運用規則第83条（遭難通信の宰領）第1項から第3項までの規定にかかわらず、海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。
- 4 遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれのあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、無線電話による場合には呼出事項又は各局あて呼出事項の次に「シーロンス　メーデー」（又は「通信停止遭難」）を送信して行うものとする。

A－12 次の記述は、遭難通信の不取扱い等に関する罰則について述べたものである。電波法（第105条及び第106条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、 B に処する。
- ② 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって C は、3月以上10年以下の懲役に処する。

A	B	C
1 無線通信の業務に従事する者	2年以上10年以下の懲役	救助を求める通信を発した者
2 無線通信の業務に従事する者	1年以上の有期懲役	遭難通信を発した者
3 無線従事者	1年以上の有期懲役	救助を求める通信を発した者
4 無線従事者	2年以上10年以下の懲役	遭難通信を発した者

A－13 有害な混信、遭難の呼出し及び通報等に関する次の記述のうち、国際電気通信連合憲章（第45条から第47条まで及び附属書）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1

「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に影響を与える「許容し得る混信」の程度を超える混信をいう。
- 2

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- 3

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置を執る義務を負う。
- 4

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する自国の管轄の下にある局を探知し及び識別するために協力することを約束する。

A－14 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約附属書第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶に乗り組ませる無線通信要員について述べたものである。同条約附属書第4章第16規則（無線通信要員）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

船舶は、主管庁が認めるところにより、 **A** に関する無線通信について資格を有する要員を乗り組ませる。当該要員は、 **B** 証明書を有し、場合に応じ、そのうち一人は、遭難した際、 **C** として指名される。

A	B	C
1 遭難及び安全	無線通信規則に定める	専ら無線通信業務を行う者
2 海上航行業務	主管庁の定める	無線通信について第一の責任を有する者
3 海上航行業務	無線通信規則に定める	専ら無線通信業務を行う者
4 遭難及び安全	主管庁の定める	専ら無線通信業務を行う者
5 遭難及び安全	無線通信規則に定める	無線通信について第一の責任を有する者

A－15 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約附属書第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について述べたものである。同条約附属書第4章第6規則（無線設備）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- ①

無線設備は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1)

その適正な使用に対し機械的、電気的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と **A** に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
- (2)

できる限り **B** に設けること。
- (3)

水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
- (4)

無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しかつ恒久的に取り付けられたものを備えること。
- (5)

無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。
- ②

航行の安全のために要求される **C** の通信路の制御器は、操舵を指揮する場所に近い船橋内の位置において直ちに使用することができるようにしておくものとし、また、必要な場合には、船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする設備を設ける。持ち運び式VHF装置は、当該設備に代えて使用することができる。

A	B	C
1 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	VHF無線電話
2 電磁的	船橋の近くの、かつ、振動及び衝撃の少ない位置	MF及びVHF無線電話
3 電氣的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	MF及びVHF無線電話
4 電氣的	船橋の近くの、かつ、振動及び衝撃の少ない位置	VHF無線電話
5 電氣的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	VHF無線電話

B－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 ア ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) イ 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 ウ のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が エ である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 ウ のみを使用するもの
- (4) オ 開設する無線局

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければ 2 総務大臣の免許を受けなければ
- 3 小規模な 4 発射する電波が著しく微弱な 5 適合表示無線設備
- 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 7 0.1ワット以下 8 1ワット以下
- 9 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に 10 総務大臣の登録を受けて

B－2 義務船舶局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に適合するものを1、これらの規定に適合しないものを2として解答せよ。

- ア 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。
- イ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておかなければならない。
- ウ インマルサット高機能グループ呼出受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。
- エ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、毎月1回以上、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- オ 電波法第35条第1号の予備設備を備えている義務船舶局においては、1年以内の期間ごとに、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確認しておかなければならない。

B－3 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線電話による通信を行う場合における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 ア に調整し、 イ の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、 ウ を確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、 エ に混信を与えるおそれがあるときは、 オ でなければ呼出しをしてはならない。
- 1 送信機を最良の状態 2 受信機を最良の感度 3 自局の発射しようとする電波
- 4 遭難通信、緊急通信及び安全通信に使用する電波 5 遭難通信、緊急通信又は安全通信が行われていないこと
- 6 他の通信に混信を与えないこと 7 他の通信 8 重要無線通信
- 9 少なくとも10分間経過した後 10 その通信が終了した後

B－4 次の記述は、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、ア で聴守を行わなければならない。
- ② 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを イ に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを ウ に通知しなければならない。
- ④ 海岸局は、①により聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が エ が明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。
- ⑤ 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、オ しなければならない。

- 1 これを受信した周波数

2 無線局運用規則第70条の2（使用電波）に規定する遭難通信等に使用する電波の周波数
- 3 海上保安庁その他の救助機関

4 遭難に係る船舶又は航空機を運行する者
- 5 その船舶の責任者

6 船舶の所有者及び適当な海岸局

7 重大かつ急迫した状態にあること
- 8 自局の付近にあること

9 遭難通報を送信

10 その遭難通報に対して応答

B－5 送信局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、これらの規定に適合するものを1、これらの規定に適合しないものを2として解答せよ。

- ア 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることが要する。
- イ 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（ただし、無線通信規則に定める例外を除く）。
- ウ 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の業務用語の一によって記載されたものでなければならない。
- エ 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- オ 船舶又は航空機を新たに登録する場合において、その登録が行われる国による許可書の発給が遅延しそうな事情があるときは、移動局又は移動地球局がその航海又は飛行を開始しようとする国の主管庁は、運航団体の請求により、局が無線通信規則に適合する旨の証明書を発給することができる。この証明書は、1か月に限り有効とする。